

資料3 パブリックコメントのご意見と区の考え

1 意見募集の概要

件名	文京区都市マスタープランの見直し（素案）
募集期間	令和6年3月4日（月）～4月2日（火）
提出者	27人
意見数	30件

2 ご意見と区の考え

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
1	第1章	<ul style="list-style-type: none"> ・ p. 12 「土地利用」の箇所の「寺社仏閣」は「神社仏閣」の間違えかと思ひます。 ・ p. 53 「■文京区都市マスタープランが関わるゴール」の図の「関節的」は「間接的」の間違えかと思ひます。 	○ご意見を踏まえて修正いたします。
2	第3章	<p>神田川の親水について、「3-2 まちの将来構造」の「(2)誘導に向けた方向性 ⑧みどりの拠点及びみどりの軸」に、「神田川においては、安全面を確保しながら親水性ある河川の整備・活用を行うとともに、隣接地の土地利用においては水辺を楽しめる施設の誘導を図ります。」との記載があり、そのような整備、活用、誘導をぜひ行っていただきたいが、残念ながら現状はできていないと感じています。実現するためには、下記のように具体的に取り組んでいただきたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質の改善は不十分で、特に降雨時は水質汚染、悪臭がひどく、親水が難しいほか、生物の生息環境への悪影響もあると感じています。雨水浸透の積極的な誘導や、汚水と雨水の分流式の推進など、水質改善を積極的に検討いただきたい。 ・ 公園などの公共空間で、川が見えない、遠い、汚い、など親水性の低い場所が多く見られます。市民の意見を取り入れて、積極的な改善、活用を行っていただきたい。 	○引き続き、歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」の実現を目指したまちづくりを推進してまいります。
3	第3章	<p>主に「(2) 道路・交通ネットワーク方針」に関連した意見です。</p> <p>2040年までに自家用車（ほぼ）ゼロの区を目指すことを提案します。</p> <p>脱炭素のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EVであっても製造には多くの資源を要し、大量の二酸化炭素を排出します。 <p>なので自家用車の保有率を下げていくことは脱炭素に必須です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文京区での交通面での脱炭素達成は2050年より前である必要があります。なぜなら全国と比較し、文京区は公共交通機関が相対的に充実しているからです。文京区が使わない分の資源やエネルギーを公共交通の整備がまだまだ必要な地方に譲る必要があります。 <p>安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世代も増え、保育施設が増えています。子供が遊ぶにも、親が送り迎えするにも車が絶対に入っていないエリアが増やしていくことは大きな子育て支援になります。 ・ 高齢者にとって運転するリスクは大きいです。自家用車を持たなくていい交通や制度に移行していくことは運転する側、歩行者、両方にメリットがあります。 	<p>○鉄道等の公共交通網が充実している文京区では区民の交通手段として自動車よりも自転車の占める割合が大きくなっているため、自転車通行空間の整備や自転車駐車場の充実など、快適な自転車利用環境の向上を図っていく必要があると考えております。</p> <p>○また、商店街や路地など交通機能への影響が少ない道路では、地域との連携により、道路空間を活用したまちの魅力やにぎわいを向上させる取組みを推進してまいります。</p>

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
		<p>経済的な側面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私の地元では小規模な店の開業が活発です。そんな中で区民のお金が車や駐車場に費やされるのは損失が大きいです。車も駐車場も文京区らしさの表現に貢献していません。それよりも地元経済に還元され、多様な店舗にお金がめぐる方を推します。 ・実質賃金は下がり続けているため区内で車を持たない所得層の割合はこれからますます増えます。資産を持っている年配の人もずっと運転はし続けられません。そんな状況が加速する中で自家用車の保有を前提とした街づくりにする意味は薄いのではないのでしょうか。 <p>道路や駐車場に代わる土地の利用方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私が行くカフェの店長さんは店先にスペースがなく、椅子を出すことが許されないと嘆いていました。もっと歩道の幅を広げ、店がイスを置く余地や、公共のイスやベンチを増やしてほしいです。ただし年々猛暑日が増えているので街中の気温を下げるために植樹、地面の緑地化も同時に必要です。 ・食品の輸送にかかるエネルギーや包装を減らすため、道路や駐車場の一部は都市農園に替えるなど、できる範囲で地産地消を進めていく必要もあると思います。 <p>文京区の特徴を生かす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文京区は投票率が高いので、地域社会に参画することに積極的だと理解しています。だからこそ道路や駐車場に使われている土地も輸送としての機能は限定し、区民の意思でより広い用途に利活用した方が地域コミュニティも経済も活発になると思います。 ・文京区は全国でも有数の地下鉄やバスの交通が発達している地区だと思っています。だからこそ自家用車を手放した新しい暮らしの在り方を先んじて提示できるポテンシャルがあると考えています。 	
4	第4章	<p>3点挙げさせていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不忍通りの根津・千駄木2丁目南間で行われている道路拡幅の都市計画道路事業を、千川通りとの合流地点付近まで範囲を拡大して道路の拡幅（特に歩道の拡幅）を行ってほしい <ul style="list-style-type: none"> └一部箇所を除いて歩道がかなり狭く、横並び2列で歩くと対向者とぶつかってしまいます。 雨の日は、対向者とお互いに傘を傾けないとすれ違うことすら難しい状況です。 また、歩道が狭いことに加えて歩道の真ん中に電柱があるため、より歩きづらくなっています。 2. 不忍通りの西側にも併設した一本道の道路（細街路）がほしい <ul style="list-style-type: none"> └千駄木3丁目～4丁目にかけて、不忍通りのすぐ西側にある細街路が度々行き止まりになるため、度々不忍通りを通る必要があります。 <p>（ex.団子坂下交差点から不忍通りの西側の一本裏の道を通り、講談社社宅前から須藤公園前を通るルートを進んだ場合、3丁目</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 都市計画道路については、整備方針に基づき、計画的かつ効率的な整備を進めてまいります。 <p>ご指摘の不忍通りの区間は都市計画道路として決定されており、東京都が事業主体として整備予定です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 新たな区道を整備する予定はありませんが、既存の道路が利用しやすくなるような整備や維持管理に努めてまいります。 3. 都市マスタープランは、まちの将来像や土地利用・都市施設の整備方針を定めるものです。ご指摘の内容は、庁内で情報共有させていただきます。

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
		<p>30・31方面に抜ける道が続いていないため、不忍通り沿いのローソンの前を必ず通らなければなりません。細街路が行き止まりになり、必ず不忍通りに出なければ北上/南下できない場所が他にもいくつかあります)</p> <p>不忍通りは交通量も多く、且つ歩道は狭い状況ですので、不忍通りに出なくても北上/南下できる細街路が西側にもできてほしいです。</p> <p>3. 地域住民同士の情報伝達を促すIoT（町会で回覧されている回覧板のIT化/プラットフォームの構築等）を区が主体となって整備してほしい</p> <p>↳私が所属している千駄木三丁目北町会は、町会内にあるマンションへは町会の回覧板が回されないため、町会に入会していてもコアな地域の情報が伝えられません（回覧板の内容は、街中にある掲示版には掲示されません）。</p> <p>文京区内の他の町会でも、千駄木三丁目北町会同様、共同住宅には回覧板が回されないケースがあると聞いています。</p> <p>小日向台町小学校の改築の件では、区からの情報は町会を介して町会民へ伝達され、区は"町会に伝えた＝地域住民にきちんと周知をされた"認識でいたらしいという話を聞いています。。小日向台町小学校区の町会は全て、地域住民へきちんと情報を周知されたのでしょうか？</p> <p>また、町会に入るかどうかは個人の任意ですので、そもそも町会に入っていないと情報を手に入れることができない状況もおかしいです。</p> <p>"地域のつながりの構築"や"地域防災力の向上"に町会という組織が大きな役割を持つのであれば、例えば、区内の全ての町会が活用できるようなプラットフォームを整備するなどをを行い、確実に町会から地域住民へ情報が届くようにしてほしいです。</p>	
5	第4章	<p>小生は文京区生まれ、文京区育ちですが、今の文京区を見るととても『住んで良かった』『これからも住みたい』町とはおもいません。人口が渋谷区を越えたとか無益な競争は止めましょう。これ以上のマンション開発、億ション乱開発を止めて下さい。もっともっと公園?や緑化緑地を増やし都心部にありながら緑の中に浮かぶ文京区になってほしい。共同印刷跡地も区が買い取り公園にして欲しかった。サッカー協会跡も高層マンションではなく公園にしなかったのか？まだまだ言い足りないが・・・このままでは『緑に育まれたみんなが主役の街』とはとても思えない。</p>	<p>○土地利用に関しては、業務・商業系、住居系、公園、公共施設など、地域特性に応じた多様な市街地形成を目指してまいります。</p> <p>○また、みどりの拠点とみどりの軸をネットワーク化し、みどりの量的な底上げと質的な向上に努めるとともに、立体都市公園制度の活用などを検討しながら公園面積の拡充にも努めてまいります。</p>

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
6	第4章	<p>何事も区民の意見をよく聞いて欲しい。一方的に区が決めたことを”説明会”として報告するのではなく、対話の時間を十分に取ってもらいたい。例えばまちづくり協議会をつくって、まちづくりの計画を早く情報提供してもらって、図書館も学校改築も、国有地の活用も意見交換しながらすすめて欲しい。再開発ばかりのまちづくりではなく、既存のものを大切にしまちづくりをして欲しい。マンションがどんどん建設されているにも関わらず、人口推計甘くて、小学校の教室も育成も足りないのは、問題だと思う。都市計画からして計画しなおして欲しい。高さ制限撤廃については慎重に扱って欲しい。小学校の改築についてなど、子どもの意見をよく聞いて欲しい。子どもの権利条約、意見表明権を大事にして欲しい。</p>	<p>○都市マスタープランの見直しでは、区民公募も交えた協議会の開催やオープンハウス型説明会の開催、説明用動画の配信などの新たな取り組みを行っています。周知や意見収集のあり方については、引き続き研究・検討してまいります。</p> <p>○都市マスタープランは、まちの将来像や土地利用・都市施設の整備方針を定めるものです。具体的な個別の施設整備の内容については、個別計画等で検討されるものと考えております。</p> <p>○土地利用に関しては、業務・商業系、住居系、公園、公共施設など、地域特性に応じた多様な市街地形成を人口構造変化への対応も考慮し目指してまいります。</p> <p>○建築物の高さについては、第4章の土地利用方針における建築物の高さの方針図に基づく誘導を行ってまいります。</p>
7	第4章	<p>都市マスタープランの資料を読みましたが、素人には仲々理解いたしまねます。そこで、身边に現在行われている件のみを記します</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.区で決めた高さ制限を守ってください。高さ制限を緩和し総合設計などでタワーマンションを建てないでください。 2.土地（住宅地）の分筆を21坪以下は禁止する条令を作ってください、50坪の土地が売り出されると3棟もの間口の狭い家が出来売り出されます、住宅地が細かくなり家と家との間が狭すぎます。 	<ol style="list-style-type: none"> 1.建築物の高さに関して、市街地環境の向上や貢献につながると認められる場合などは、建築物の高さに関する市街地区分とは別に、建築物の高さを設定できるものとしております。その場合においても絶対高さ制限に一定割合をかけた高さであることなど認定にあたって一定の条件が設けられております。 2.適切な更新による良好な住環境の保全のため、敷地の細分化の抑制方策の検討を進めてまいります。
8	第4章	<p>①4-1土地利用方針の建築物の高さに関する基本方針で、「③突出した高さの建築を抑制し、近隣紛争の防止を図る」はとても良いと思う。是非例外のない厳格な対応を求める。総合設計制度を利用して過度な高さ制限緩和を受けようとする建築についても規制して欲しい。</p> <p>②4-2道路・交通ネットワーク方針及び4-6防災まちづくり方針について。 避難場所に指定されているような区立小学校・中学校の周りの主要生活道路は、安全に避難できるという観点からも道路拡幅・周辺の耐震化・不燃化も含めて具体的に施策して欲しい。</p> <p>③4-4住宅・住環境形成の方針の1)①高経年化する住宅ストックの適切な管理と活用について、容積率ボーナスを与えるような施策はやめてほしい。耐震化、不燃化が大切な事は理解するが、周囲の環境悪化に繋がってしまう。 容積率に余裕のある建築には税制上のボーナスをつけるなど、許容範囲ギリギリの建物が経済的優位となる現状を変えていくような先進的施策を考えて欲しい。</p> <p>④4-6防災まちづくり方針について ガケ・擁壁の整備について特には述べられないが、文京区はガケ・擁壁が多い。 民衆の境界にある擁壁などについて、相隣関係の相談や調整に区が入るなど、プッシュ型の働きかけをして欲しい。</p>	<p>①建築物の高さに関して、市街地環境の向上や貢献につながると認められる場合などは、建築物の高さに関する市街地区分とは別に、建築物の高さを設定できるものとしております。その場合においても絶対高さ制限に一定割合をかけた高さであることなど認定にあたって一定の条件が設けられております。</p> <p>②特定緊急輸送道路沿道、一般緊急総道路沿道、緊急道路障害物除去路線沿道の建築物の耐震化を誘導してまいります。</p> <p>③高経年化したマンションについては、適正な維持管理の促進や円滑な改修・建替え等に向けた支援に努めてまいります。</p> <p>④崖等の安全性向上のための支援を行ってまいります。</p>

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
9	第4章	<p>○絶対高さについて 春日・幸楽苑駅前地区の市街地再開発事業が成功事例のように記されているが、大型マンションの乱立による人口増に対し、学校や保育園などの公共受け入れ施設が間に合っていない。子供たちが、園庭のない保育園に続き、校庭の狭いもしくは教室増設の為に校庭を使えない学校で育つことを前提に大型マンションの建設許可を出しているのでしょうか。再開発はその地区に新たに住む住民の将来像をイメージした上で検討すべきです。</p> <p>○緑と水について 夏の酷暑を乗り切るため、公園や街路における樹木増による日陰づくりは人命にも関わる重要な施策と思います。最後に課題として挙げるだけでなく、具体策まで示していただきたいです。</p> <p>○住宅・住環境について 区の8割が共同住宅に居住している。マンションの高層化も進んでおり、能登の震災を見るに震災時にエレベータが止まったら人命にかかわる事態になると思います。エレベータや階段のライトなど共同部分だけでも賄えるよう太陽光発電設置を共同住宅に設置するよう、区がもっと積極的に対応策を講じていただきたいです。</p> <p>○ハザードマップの活用について 各種ハザードマップは整備されていますが、区民の認知度が極めて低いと感じます。異常気象で水害も多く、都市型大地震への備えとしても、学校等で積極的にハザードマップを活用した教育を取り入れていただきたいです。備えはまず知ることからだと思います。</p> <p>○商店街の形成について 本郷地区の「都市交流ゾーン」に住んでいますが、東京大学の正門から弥生門の前あたりまでの寂れようが激しく、シャッター街となっています。裏手には空き地も長期間放置されています。学生の通行も多く、決して人通りの少ない地域ではないと思います。シャッター街、空き家の整備と活用をぜひお願いします。</p> <p>○区有施設の整備について 最近、小学校や図書館の建て替えに際し、近隣住民の希望と区側の計画の間に乖離が生じ、もめごとが起こっています。事前に細やかな説明会を複数回開き、住民の希望や意見を汲み取る取り組みを重ねてお願いします。</p>	<p>○建築物の高さについては、第4章の土地利用方針における建築物の高さの方針図に基づく誘導を行ってまいります。</p> <p>○継承すべき魅力の1つとして「大学の集積・教育環境」をあげており、魅力を生かすまちづくりに向けて、地域特性に応じた適切な土地利用を誘導してまいります。</p> <p>○緑と水のまちづくり方針において、緑の面積（緑被率）と見える緑の量（緑視率）を高めるため、区民等と区が協働して身近な緑の保全と育成を進め、それらの緑を大規模な緑地や神田川の水辺とつないで、緑と水のネットワークを形成してまいります。</p> <p>○避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の導入促進などエネルギー確保の多様化等により、電力供給の安定化に向けた取組を促進し、都市機能の維持を図ってまいります。</p> <p>○防災教室等の機会にハザードマップを活用し、児童が自然災害に関する正しい知識を持ち、様々な備えを行えるよう啓発に取り組んでまいります。</p> <p>○良好な地域社会を形成していくため、多様な住宅ニーズに対応した良質な住宅ストックの形成とその有効活用を進めてまいります。</p> <p>○車道と歩道の幅員構成を変えるなど道路空間の再配分等により、歩行者のための安全な空間の確保に努めます。また、みどりの軸においては、街路樹や植栽帯の保全と緑化の充実を進め、快適な歩行空間や良好な沿道景観の形成に努めてまいります。</p> <p>○都市マスタープランの見直しでは、オープンハウス型説明会の開催や、説明用動画の配信などの新たな取り組みを行っております。周知や意見収集のあり方については、引き続き研究・検討してまいります。</p>

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
10	第4章	<p>文京区都市マスタープランへの意見</p> <p>文京区民オンブズマン設立準備会</p> <p>（総評）今回の都市マスタープランは、(1)文京区の概況を的確にとらえ、(2)今後の発展方向を模索し予測し、(3)将来構想をすること、(4)まちづくりの部門別にその方針を提示し、(5)5つの地域別にその物質に即した方針を示しており、全体としてしっかりと分析に基づく適切な基本方針を多方面にわたって提示するものとして高く評価されます。</p> <p>ただし、まちづくりのいわばハード面での考察と提言が主たる部分を占め、①まちづくりのソフト面、すなわち具体的な区政上の政策面の政策と提言が少ないこと（子育て、教育、健康、介護など）、②街づくりのための人的結合、コミュニティ形成、区民の連帯と街づくりへの協力態勢などの区民の連携と組織化の視点があまり考慮されていないこと、③まちづくりの諸方針と諸施策を実施する区の行政部署の役割分担と業務内容について具体的な提言にまで踏み込んでいないこと、また、新たな取り組むべき重要な基本施策の実施にあたっては、従来ありがちな縦割り行政に陥ることなく、関係諸部署が協力して業務に適切に取り組むべきであるところ、本都市マスタープランでは行政部署の組織上の問題とその解決方針についての提言がなかったこと、という問題があるように思います。</p> <p>以上の①～③の問題点を踏まえて、ここでは以下の3点について意見を述べます。</p> <p>【私たちの意見1ーまちづくりの提言のなかに「教育」を採り入れよ】</p> <p>部門別の方針のなかに、「教育」、「教育・研究の強化・発展方針」、「文教の強化と支援方針」等の呼称の部門を新設して、文京区まちづくりの「教育・研究」全般について区政の現況と問題点を再検討し、将来に向けての区の積極的な取組みを構想すべきであると考えます。</p>	<p>○都市マスタープランは、まちの将来像や土地利用・都市施設などの整備方針を定めております。都市マスタープラン実現に向けた取り組みを進め、文京区の魅力の要素や特徴が生かされたまち、安心して暮らせる安全なまち、快適で活力ある持続可能なまちを、ハードのまちづくりの面から目指してまいります。</p> <p>ご指摘の教育施策等ソフトの内容は、「文の京」総合戦略や関連する個別計画等で検討されるものと考えております。</p> <p>○文京区において大学周辺等に学校その他の教育文化施設に係る環境の保護などのための地区として文教地区を都市計画で決定しております。</p> <p>○建築物の高さについては、第4章の土地利用方針における建築物の高さの方針図に基づく誘導を行ってまいります。</p> <p>○崖等の安全性向上のための支援を行ってまいります。</p> <p>○防災まちづくり方針図は水害ハザードマップの内容を踏まえ作成しております。</p> <p>各種ハザードマップの公表などにより、区民が避難所の場所及び自然災害に関する正しい知識等を持ち、様々な備えを行えるよう、周知を図ってまいります。</p> <p>○避難所等、災害時の拠点となる施設等には食料や生活必需品の備蓄があり、それに加え自立・分散型電源の導入促進な</p>

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
		<p>（提案理由）</p> <p>(1)区立小学校、中学校の教育・学校環境について配慮が足りない</p> <p>文京区は「文の京」、「文教の府」であり、教育熱心の区であると考えて文京区に転入してくる家族は少なくない。文京区の年少人口は今後25年間は増え続けると予想されている。しかし、区政において実際に教育行政が重視され充実した教育が行われているかといえば、必ずしもそうとはいえない。</p> <p>区内にある大学・高校・小中学校の数は多いが、その多くは国立・都立・私立大学・学校であって、区が直接に運営する学校は小学校20、中学校10である。これらの区立学校の運営は教育委員会に委ねられており、区は口出しをしない。教育委員会もまた、学校・教育行政に通じた教育委員が一人もいないことに典型的にみられるように、専門的見地から小中学校の運営に関与しようとせず、実質は各小中学校の自主的運営に丸投げされている。文京区には、本来自らの任務である区立学校の教育について、それを維持向上させようとする姿勢が欠けているように見える。</p> <p>また、文京区が「文教の府」とあるという名声を、区内に数多くの国立・都立・私立の大学・高校・小中学校を擁していることから獲得しているが、実際に、それらの各大学・学校に良好な学習環境を維持する特別の施策をとっているわけでもない。文京区は文京区の区立学校、そして区内にある国立・都立・私立学校について良好な教育研究環境を調べて支援すべきである。そして、この教育に対する支援と援助の任務を達成することこそが、文京区の都市マスタープランの重要施策の一つに加えられるべきである。</p> <p>(2)小学校の教育について</p> <p>(a)小学校教育の基本指針</p> <p>文京区（区長）は「教育大綱」を発して、「未来の創り手の育成」、「知・徳・体のバランスのとれた力の育成」、「地域ぐるみで教育に取り組むための連携・協働」、「子どもの学びを保証する教育環境」を教育における基本視点と設定している。教育委員会もまた、「文京区教育委員会教育指針」において、同様の4つの指針の下でさらに重要な指針を個別に挙げている。しかし、これらは単に教育におけるお題目にすぎず、実際の教育の場で活かされているようには見えない。</p>	<p>どエネルギー確保の多様化等により電力共有の安定化に向けた取組を促進し、都市機能の維持を図ってまいります。</p>

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
		<p>○上記の4つの視点が活かされていない典型例として、小日向小学校の改築問題が挙げられる。</p> <p>(b)小日向小学校改築問題</p> <p>区は、建築後60年以上を経過した小学校の改築を決定し、平成25年ごろから順に改築を進めている。そこでの基本方針は、①当該校について改築する、②幼稚園等を含む場合には一体的に改築する、③児童数の増加に見合う教室増設等をする、④他に代替地を求めるのが困難であるので、自校内に仮設校舎を建設する、というものである。それ自体は合理的でやむをえないようにみえるが、区内の小学校の校舎全体の敷地面積はどこも広くはなく、工事期間が長引くこともあって、改築中の校定使用が制限されるなど教育への重大な支障が生じている。</p> <p>とくに小日向想学校の場合には、①小学校全体の敷地がとりわけ狭い、②校内敷地の全面で高さ制限10m以下があり、とくに北側は斜線制限のため2階までしか建てられない。③幼稚園等を一体として改築すると、現在の広い幼稚園庭がずっと狭くなる一方、小学校敷地も広がるために校庭も圧縮される、④仮設校舎を校庭に建てると、改築工事中校庭はほぼゼロとなり、校庭での体育実技は実施できなくなる、⑤幹線区道から小日向小までの工事資材・廃材等の搬出入の経路が狭くな往復通行となるため工事に時間がかかる、という悪条件がある。また、⑥上記④との関係で、仮設校舎を建てる絶好の代替土地（公務員小日向住宅跡地）が小日向小直近にあったにもかかわらず、区（企画課）は特養老人ホームの配備に使用すると決定し、仮設校舎建築の住民の希望を拒否した。</p> <p>そして、区（教育委員会）は、小日向小改築工事実施計画を強引に決定した。その結果、小日向小学校は改築後には新校舎となるものの校庭は狭くなり、学校の教育環境は以前よりもかえって悪化したとさえいえる状態になる。それにもまして重大な問題は、工事期間が8年と推測されたため、この8年の改築期間中、在校生は校庭に設けられた仮設校舎で隣接する本校舎の解体と建築の騒音に苛まれつつ勉強し、校庭での体育授業はバスで遠方の運動場まで出かけ、昼休みにはほとんど教室内ですごすことになる。8年の間この劣悪な学校環境のなかで学校生活を送る生徒・児童は、良好な教育を受ける権利を侵害されたといわざるをえない。そして、このような劣悪な環境の下での学校生活を生徒・児童に強いた区長・企画課・教育委員会は、自ら宣言した「教育大綱」「文京区教育委員会教育指針」を破り、かつそれで良しとしているのである。区は、自らが設置者として生徒・児童に良好な教育を行う義務と責任を放棄しているというべきである。</p>	

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
		<p>(C)教育行政における区政の担当部局の不協力</p> <p>小日向小改築問題をめぐる混乱の背景には、区の教育行政に関する複雑な行政組織上の問題がある。すなわち、区立学校行政を主たる任務とする教育委員会のほかに、教育委員会の任務を補佐しあるいは子育て・保育、育成室などの新しい教育関連事務を分掌する区長以下の行政ラインに属する諸部局がある。そして、改築問題はその規模や企画の点で教育委員会のみ職務ではありえず、区政全体で円滑で生徒・児童に負担を与えない改築工事計画を協力して立案し実施することが不可欠である。</p> <p>これに関連して、教育関係業務は基本的に教育委員会の任務であることを確認し、教育委員会に教育合成に通暁した学識経験者・学校事務責任者を招き、教育行政に関する教育委員会の決定権・発言権を強化していくことが望まれる（なお後述）。</p> <p>(d)まちづくりにおける区立小学校の役割の重要性</p> <p>●区在住のほぼ全児童の学びの場として、区民としての自覚の場としての重要性</p> <p>区立小学校は、区が管理者となる学校であり、区はその教育に対して責任を負う。しかも、区在住の入学適齢児童のうち国立や私立の小学校に入学するほんのわずかの児童を除いて、ほぼすべての児童が20の区立小学校のうちのいずれかに入学する。小学校は文京区民として、そして区立小学校の地域のほぼすべてが通う学校として、入学児童にとって重要な学びの場となる。そして、小学校で学び育った体験や知識を記憶に残し、さらに勉学に励み、社会に出て行く。</p> <p>小学校はすべてのひとびとにとって貴重な学習・体験・思い出となり、人間的成長の土台となる。</p> <p>●地域コミュニティの形成の連結点としての重要性</p> <p>入学適齢児童にとって、保育園・幼稚園での小さな体験はあるものの、小学校入学ははじめての社会生活の体験となり、学校内での友だちや教師との集団生活となる。</p> <p>しかも、小学校は子どもたち自身にとってばかりでなく、保護者にとっても地域コミュニティの構成員となり社会的連帯性を醸成する場となる。従前から区内に居住している人々にとってもより広い範囲の近隣住民と保護者として知る機会ができるのだが、とくに区外から文京区の教育環境に惹かれて転入してきた保護者にとっても、居住地域の人々と知り合いになり教育をはじめ地域の問題を話し合うことができることによって、地域コミュニティの形成と連帯の意識が生じる。この点で、文京区が制度化している「学校運営戦略協議会」の制度などは、保護者と学校との間の教育を通じた地域交流の場としてきわめて有効であると思われる。</p>	

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
		<p>まちづくりの施策の一環として、学校通じたコミュニティの形成という視点を加えることが望ましい。</p> <p>●防災・災害時の避難場所としての重要性</p> <p>「第4章部門別の方針4-6防災街づくり方針」に関連して後述するように、区立小中学校は災害時の避難所に指定されている。災害時に災害から避難した住民を収容して安全を確保し、災害の集積して復旧するまで、区立学校は重要な避難住民の生活の支えのばとなる。それはまさに地域の中心にあって地域住民の連携と連帯の連結点として帰納するがっ校にふさわしい任務である。</p> <p>(3)中学校の教育について</p> <p>中学校教育では、小学校でみられた地域コミュニティの連帯の基点としての役割は小さなものになるが、他方で、中学生生徒の教育の課題がきわめて重要なものになる。中学出の教育が生徒一人一人の将来の進路に大きく関わってくるからである。</p> <p>とくに文京区では、小学校卒業者の半数は私立・国立中学に進学するため、区立中学に私学する生徒数は半減し、学年で1クラスの中学が増えてくるとい状況が出現する。で挫折感をもって区立中学へ進学してきた生徒も少なくないと想像される。そこで、中学出どのような教育によって学力を上げるか、中学を嫌って不登校になる生徒にどのように対処するか、将来の高校選択をどうするか、さまざまな難しい問題が生ずる。区立中等教育学校や区立高等専門学校の新設などの学校制度問題とも関係して、区および美教育委員会において考えられなければならない重大問題である。</p> <p>ただし、これはむしろ教育固有の問題であって、都市マスタープランとの関係は稀少である。</p> <p>(4)文京区内に設置されている、区立学校以外の大学・小中高校の教育環境について</p> <p>文京区内に設置された教育機関はその設置権者の管理運営の責任の下で教育任務を果たしており、区はそれに対して干渉することはできないし、すべきでもない。しかし、区が何もしなくて良いかといえば、決してそうではない。さしあたり2点を指摘したい。</p>	

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
		<p>(a)各大学・学校の学習環境、学校教育環境を保護し保全する義務</p> <p>各学校の学校運営や教育内容に対する関与は許されないが、各大学の教育環境の悪化を防止するために、教育環境に悪影響を与えるおそれのある近隣の建築を禁止することはできないはずであり、むしろ「文教の府」としての文京区の当然の責務ではないかと思われる。学校近隣の建築物の規制については風営法等の規制があるが、むしろ、端的で学校の学習環境に悪影響を及ぼす近隣の建築物を規制する条例を制定して規制することが好ましい。</p> <p>なお、学校近隣の高層マンション建築計画によって高等学校の教育環境が著しく阻害され、争いになった事件が文京区で生じている。2年目に生じた、文京区本郷1丁目の桜蔭学園校舎に近接して宝生ハイツの建築計画をめぐる紛争がそれである。この件については、建築基準法59条の2の総合設計との関係でも高さ制限を遵守すべきことを論ずる後述参照。</p> <p>(b)大学との連携による、新技術の応用研究とその起業への発展を促す研究センターの創設</p> <p>「(2)文京区におけるイノベーションの可能性」において、大学や研究機関等が多く立地していることを文京区の魅力の一つとして挙げている。そこで、「②大学や研究機関等の集積によるスタートアップ」の説くように、既に大学発ベンチャー企業が多く文京区から起業・活動しており、イノベーションの重要な担い手となっている。</p> <p>そこで、この状況を踏まえて、ベンチャー企業のスタートアップのための「大学連携の研究センター」を設立することが、文京区の研究教育と起業開発の分野で重要な意義を持つと確信される。</p> <p>(5)教育行政の組織の問題</p> <p>小日向小改築問題をめぐる混乱の背景には、区の教育行政に関する複雑な行政組織上の問題がある。学校行政に携わる教育委員会制度は1947年に創設され、中立的な教育行政を担ってきたが、實際上、その権限は縮小されて都府県および市区町村立学校の管理運営に限定され、その自治体行政における発言力も軽く見られ、教育委員会委員も有能で適材の人物よりも、自治体の教育制度の基本方針に従う人物が選任されるようになっている。</p> <p>これに対して、自治体の長を頂点とする行政ラインにおいて教育合成が担当されることが通例となりつつある。文京区では、教育委員会の下にある教育推進部がその任務の実施系列において区長のラインに吸収されてきている。また、教育関連する分野であ</p>	

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
		<p>る子育てや保育、幼保一元化の元での認定子ども園,下校後の育成室などのように、新しい複合型の教育分野については子育て支援課、幼児保育科の職務とされている。さらに、本来教育委員会が所管するはずの学術・文化の任務について、文京区では「アカデミー推進部」が設けられ、大学連携、文化振興、国内・国際交流事業、スポーツ振興、施設管理などを行っている。ただ、研究教育と直接関係しない部署が大学連携をしたり社会教育の一環としての市民講座を開設するなど、学問研究の廉直性を維持できるか疑問なしとしない。</p> <p>いずれにせよ、教育行政上の課題を解決するためには、区の行政各部署の協力と学識経験者、学識委員の専門的判断が不可欠であり、さらに区の行政各部署の協力も必要となる。文京区の教育行政のバラバラな組織は再構成すべきであり、その方向は教育委員会において、その委員に教育に通暁した学識経験者・学校運営責任者を求め、区立学校の教育の向上の具体的方針を適切に決定し、区の教育関係行政に対する有用な発言権を強化することが必要である。</p> <p>【私たちの提言2】絶対高さ制限について</p> <p>■第1章 文京区の概況と取り巻く状況</p> <p>1-3 街づくりの成果と今後の課題</p> <p>(1) 土地利用</p> <p>① これまでの成果</p> <p>② 今後の課題</p> <p>【私たちの意見ー絶対的高さ制限について】絶対的高さ制限を強く支持します。文京区は、「文京区の概要」や「文京区の位置づけ・役割」が示すように、「歴史と文化、交通の利便性、庭園などの緑、水辺空間、閑静な住宅地といった資源を活用した質の高い都市空間の形成」が期待されています。そして、大学や医療機関の集積の拠点や、閑静な住宅地や風情あるまち並みの地域の拠点の低層化を維持していくべきです。また、区南側の一部に国際的な経済活動の中心地やビジネス交流ゾーンを設けていくことは認められるとしても、文京区には超高層ビルやマンションは基本的に似つかわしくなく、絶対高さ制限はそこでも厳密に維持されなければなりません。</p> <p>また、南側地区の高度化が世手されている場合でも、「文教の府」としては、学校・教育施設の良い学習・教育研究環境を阻害</p>	

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
		<p>する建物の建築は禁止されなければなりません。また、絶対高さ制限は南側地区でも遵守されなければなりません。</p> <p>【わたしたちの提言3】個別の論点 第4章 部面別の方針 4-6 防災まちづくり方針 (2) 防災まちづくり方針 1) 災害に強いまちづくりの推進 ②土砂災害・風水害に強い市街地形成</p> <p>●逗子市のがけ地の滑落事故にかんがみ、がけ地や擁壁の多い文京区において、補助金を出すというような消極的奉仕ではなく、文京区であらかじめ調査し、危険個所について改善要請を出す。あまいは隣地と関係する場合には区が調停に乗り出してはどうか。</p> <p>2) 災害時の避難対策や生活継続性の確保</p> <p>●避難対策の一環として、災害の際の避難所は、文京区では区立小中学校が避難所とされていることを明記し、地域に応じてどこが避難所かをハザードマップで確認しておくよう、注意を呼びかけてはどうか。</p> <p>●ハザードマップの地図を差し込んでおく。</p> <p>●避難所としての小中学校には、災害時の避難用備品、食料品、水供給施設、発電施設などを備えておくように注意してはどうか</p>	
11	第5章	<p>165頁の「小日向二丁目国有地における特別養護老人ホーム等の整備」の記述については、小日向台町小学校の仮校舎用地としての暫定利用を前提とした記述への変更を求めます。</p> <p>165頁の「小日向二丁目国有地における特別養護老人ホーム等の整備」の記述については、令和4年11月～12月の国有地活用方針の意見募集から令和5年12月の小日向台町小学校改築をめぐる区の見解の公表に至るまでの間、小学校の仮校舎用地としての利用及びこども園の整備等の多くの要望が提出されていることが区からも示されています。しかし、国有地活用方針の意見募集における区の回答では、「改築基本構想検討委員会にて、現在、改築の方向性について検討を進めて」いるとする一方で、その改築基本構想検討委員会において国有地における仮校舎用地としての利用に関する具体的検討の形跡が見られません。</p> <p>①住民からの多数の意見が再三にわたり提出される中で、なぜ小学校の仮校舎用地の利用について国有地活用方針と改築基本構想検討委員会のいずれにおいても具体的に検討されてこなかったのでしょうか。</p> <p>②国有地の活用について、なぜ仮校舎の選択肢を排除して、特別養護老人ホーム等の整備に限定することにしたのでしょうか。国有地活用方針の意見募集の区の見解においては、制度上可能な暫定利用又は転貸についての所見が示されておりませんが、国有財</p>	<p>○都市マスタープランは、まちの将来像や土地利用・都市施設などの整備方針を定めており、施設整備の具体的な内容は、関連する計画等で検討されるものと考えております。</p> <p>○小日向二丁目国有地については、現時点において特別養護老人ホーム等を整備予定であるため、この記述としており、都市マスタープランとしては、ユニバーサルデザインや脱炭素などの観点から先導的な役割を果たせる施設となるような誘導に努めてまいります。</p>

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
		<p>産関東地方審議会の答申前に暫定利用又は転貸による仮校舎用地としての利用について検討されたのでしょうか。</p> <p>③小日向台町小学校等改築の検討に際して、国有地の暫定利用を含む選択肢について住民及び保護者からの意見聴取はされたのでしょうか。なお、小日向台町小学校PTA役員が改築検討委員会に出席していたようですが、PTAから改築委員会が開催されていた事実すら一度も聞いておりませんし、意見聴取の機会も一度もありませんでした。</p> <p>④国有地は区が取得要望書を国に提出した平成27年5月以降これまで約9年間にわたり解体及び更地のまま利活用されてこなかった事実にかんがみ、国有地に特別養護老人ホーム等の整備が数年遅れたとしても、数年程度は小学校の仮校舎用地として暫定利用する計画の実現可能性についてご所見をお聞かせください。仮に数年であっても特別養護老人ホーム等の整備の遅れを来すことが許されないのであれば、なぜこれまで約9年間にわたり国有地に特別養護老人ホーム等を整備してこなかったのか理由をお示してください。</p> <p>小日向二丁目国有地にはお年寄りにも子どもにも有効活用できる施設を整備するべきであると考えます。文京区の施策が子どもの最善の利益にかなうよう、またその利益を実現するための意思決定が住民に伝わるよう透明性の高い行政を期待しております。</p>	
12	第5章	<p>茗荷谷駅・教育の森公園周辺の快適な歩行空間と交流のための空間を形成することが必要であるとの記述を支持します。</p> <p>教育の森公園の周辺及び公園内では、幼児が多いことから、自転車通行の禁止を徹底して快適な歩行空間の実現をお願いしたいと思います。昨年教育の森公園内において女性が運転する自転車と幼児の接触事故を見かけました。スポーツセンター職員に通報しましたが対応してくれませんでした。スポーツセンター入口横にある自転車置き場を撤去・移設しない限り園内での自転車通行を防ぐことはできないと考えております。大きな事故が起きる前に教育の森公園の周辺及び公園内における快適な歩行空間の実現に向けたご検討をお願いします。</p>	<p>○安全で快適に歩くことができる歩行空間の整備と、自転車活用の推進に向けた道路づくりを進めてまいります。</p> <p>○都市マスタープランは、まちの将来像や土地利用・都市施設の整備方針を定めるものです。具体的な道路整備や公園整備の内容については、個別計画等で検討されるものと考えております。</p>

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
13	第5章	<p>湯島三丁目地区は、「都市拠点」の一つに位置づけられていますが、他の都市拠点に比べ、どんなまちづくりを進めていくのか、の具体的な方向性が表されていないと思います。</p> <p>湯島三丁目地区は、上野駅や御徒町駅とも近く、千代田線湯島駅、銀座線上野広小路駅、大江戸線上野御徒町駅に近接した交通利便性の高い地区であると共に、湯島天神や岩崎邸庭園などの観光資源にも恵まれたエリアだと思います。今でも賑わいと人通りが多い街ですが、土地利用用途としては偏った集積になっており、旧耐震の建物や木造建物なども多く、幹線道路沿いから一皮内側の街区では細街路ばかりで消防車の寄り付きなども難しい防災的に危険であることなどもあり、昔は人も多く住んでいましたが、皆地区外に転居し、コミュニティも薄れた街になっています。</p> <p>居住や商業・業務・文化などのバランスのとれた街になっていくために、市街地再開発事業などの手法も活用して、防災不燃化と土地の高度利用を進めるとともに、都市計画道路の春日通りの拡幅工事を進めていき、拡幅した幅員と沿道の歩行者空間を一体的に整備し、通り沿いの連続した賑わいの形成と共に安全で快適な歩行者空間を整備して、都市拠点にふさわしい街づくりを進めていく必要があると考えます。また、湯島三丁目地区に観光案内所等を整備し、観光拠点とすることで、湯島駅周辺に賑わいを創出し、更には文京区各自へ人の流れをつくることができると考えます。以上のようなまちづくりを進めていくにあたり、行政としてもご支援いただきたく思います。</p>	<p>○ご意見いただいた内容も含め地区の課題を改善する魅力的なまちづくりを行うため、市街地再開発事業等の検討を行う地元協議会の活動を支援するなど、まちづくりの検討を推進してまいります。</p> <p>○個別のまちづくりの内容については、地元協議会等との検討を踏まえ、個別計画等により具体化されていくものと考えております。</p> <p>○P.133 ⑥湯島駅周辺の上から2つ目の○の文章について、「○湯島三丁目では、地区の<u>にぎわいの向上を図り</u>、課題を改善する魅力的で<u>安全安心</u>なまちづくりを行うため、市街地再開発事業等の検討を行う地元協議会の活動を支援するなど、まちづくりの検討を推進します。」に修正いたします。</p>
14	第5章	<p>湯島三丁目の活気が戻り、将来にあたってその活気が続くような再開発や計画をお願いしたいです。文京区では数値上は令和20年ごろまでは人口増加傾向が続くと予想されておられますが、湯島の地元ではその実感がなく、増加している人口は長期的に住まわれている、または住まわれる予定の方々であるか少々疑問がございます。</p> <p>出来る限り、長期的に湯島に住んでいただき、若い人も湯島で活躍していただけるよう、地域一丸でのまちづくりの推進・地元団体等の支援、再開発をしていただきたいです。地域の繋がりが元気が、治安のよい災害に強いまちづくりに繋がると考えています。</p> <p>「湯島は行政界をまたいで隣接区との整合を図りながらまちづくりを検討していく必要」という旨の記載がございますが、隣接区の上野二丁目は客引きなどにより夜間の雰囲気が悪く、風俗を含む繁華街として整合を図るよりも、できるかぎり湯島天満宮方面の文化的な側面や住みよい街として整合を図っていただきたいです。安心安全で活気があることは大歓迎です。</p>	<p>○ご意見いただいた内容も含め地区の課題を改善する魅力的なまちづくりを行うため、市街地再開発事業等の検討を行う地元協議会の活動を支援するなど、まちづくりの検討を推進してまいります。</p> <p>○P29②今後の課題の上から3つ目の○の文章について、「湯島や後楽二丁目など行政界をまたいで一体的・連続的なエリアとして土地利用がなされている地区では、隣接区との<u>連携</u>を図りながらまちづくりを検討していく必要があります。」に修正します。</p>

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
15	第5章	<p>防災について、建築物の耐震化や不燃化を進めてきたとありますが、商売を営んでいる近くの湯島などは、消防車が入れないような細街路が多く、木造建物が倒壊するとおさら緊急車両が入れないような状況にあります。また14万人もの帰宅困難者の発生なども考えれば、防災上重要な公共の建築物の耐震化や不燃化特区など一部の話ではなく、文京区全体として取り組んでいくべきと考えています。</p> <p>そのような中で、地元が行うまちづくりにおいては、特に文京区として積極的に支援しながら、災害に強いまちづくりを実現してほしい。</p>	<p>○建築物の耐震化・不燃化の支援を図りながら、市街地の不燃空間の形成を促進してまいります。</p>
16	第5章	<p>湯島駅周辺にビルを所有しております。</p> <p>年始に能登半島地震がありました。首都直下型地震も将来的には高い確率で発生すると言われており、現在の湯島地区は古い建物が密集しており大変危険な状態にあると改めて感じております。</p> <p>目指す将来の姿として「安心して暮らせる安全なまち」を掲げておられますが、一日も早く具体的なまちづくりの検討が進み、湯島エリアが安心・安全で多くの人が集うまちになることを期待しています。</p>	<p>○湯島駅周辺では、地区の課題を改善する魅力的なまちづくりを行うため、市街地再開発事業等の検討を行う地元協議会の活動を支援するなど、まちづくりの検討を推進してまいります。</p> <p>引き続き、協働で次世代に引き継ぐ安全で快適な魅力あふれるまちづくりに取り組んでまいります。</p>
17	第5章	<ul style="list-style-type: none"> ・湯島駅周辺は、上野・御徒町に近接する区内有数の商業地であり、都市拠点として位置付けられることはとても良いことだと思います。 ・一方で当エリア内は、防災や防犯等の面で課題が多い地域でもあり、魅力的なまちづくりに向けて、引き続き行政による支援を望みます。 	<p>○湯島駅周辺では、地区の課題を改善する魅力的なまちづくりを行うため、市街地再開発事業等の検討を行う地元協議会の活動を支援するなど、まちづくりの検討を推進してまいります。</p>
18	第5章	<p>湯島三丁目地区のまちづくりでは、隣接する台東区の上野・浅草地区との一体感のある夜のまちとしての個性を生かしつつ、安心安全で賑わい・活気あふれるまちづくりを目指してほしいです。</p>	<p>○湯島駅周辺では、地区の課題を改善する魅力的なまちづくりを行うため、市街地再開発事業等の検討を行う地元協議会の活動を支援するなど、まちづくりの検討を推進してまいります。</p>
19	第5章	<p>湯島三丁目周辺について、湯島天神例大祭や梅祭り、学問の道等の歴史と情緒を感じられるまちづくりをしていただきたいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜の治安に不安を感じております。未来のまちの担い手（子供や若い方）が寄り付かないまちでは将来、立ち行かなくなると思います。文京区らしい住みたい、住み続けたいまちを目指して、防犯、防災上安心・安全なまちを作っていただきたいです。 ・春日通り沿いは、歩道が少なく安全に通行できません。来訪者がスーツケースを押して通行するとすれ違いな状況です。春日通りは昔から拡幅計画がありますが、計画の早期実現を目指して文京区からも働きかけをしていただきたいです。 <p>拡幅により、上野広小路、上野方面からの人（観光客）の流入も増え、昼のまちに活気が出るとともに夜の治安の改善に寄与すると思います。</p>	<p>○湯島駅周辺では、地区の課題を改善する魅力的なまちづくりを行うため、市街地再開発事業等の検討を行う地元協議会の活動を支援するなど、まちづくりの検討を推進してまいります。</p> <p>○湯島三丁目の放射第8号線（春日通り）は、都市活力の強化、都市防災の強化、安全で快適な都市空間の創出及び都市環境の向上を目指した道路拡幅を行ってまいります。</p>

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
20	第5章	<p>湯島駅周辺はいつからか夜の繁華街のイメージが強くなり、明るい時間帯にも子供たちや若い世帯の雰囲気が感じられず寂しく思っています。</p> <p>湯島小学校の生徒数は増えているようですが、湯島一丁目、三丁目を中心に、湯島周辺は年少人口の比率が8%未満と区内でもとても低いことも気になりました。</p> <p>湯島三丁目で計画されている再開発を契機に、子供から現役世代、高齢者など多様な世代が、何十年も長きにわたって、安心して住まい、安全に楽しい時間を過ごせるようなまちになっていくことを期待しています。</p>	<p>○湯島駅周辺では、地区の課題を改善する魅力的なまちづくりを行うため、市街地再開発事業等の検討を行う地元協議会の活動を支援するなど、まちづくりの検討を推進してまいります。</p> <p>引き続き、協働で次世代に引き継ぐ安全で快適な魅力あふれるまちづくりに取り組んでまいります。</p>
21	第5章	<p>湯島三丁目地区では、市街地再開発事業の実現に向けて準備組合が設立され、具体的な検討が始まっているので、地区の課題の改善とともに、まちの魅力が向上する市街地再開発事業の実現を期待します。</p>	<p>○湯島駅周辺では、地区の課題を改善する魅力的なまちづくりを行うため、市街地再開発事業等の検討を行う地元協議会の活動を支援するなど、まちづくりの検討を推進してまいります。</p>
22	第5章	<p>湯島三丁目に住む一区民です。</p> <p>文京区都市マスタープラン2024（素案）を拝見しました。</p> <p>これまでの文京区の都市マスタープランでは湯島三丁目は、まちづくり上の位置づけは特段なされていなかったようですが、今回の2024（素案）では、「都市拠点」の一つに定められていて、これからより良い街づくりが進められていくことを期待しています。</p> <p>一方で、この2024（素案）の124ページのまちづくり方針図では都市拠点の○の範囲が駅そのものに限定されているような表現になっていますが、「都市拠点」としての機能の集積や土地の高度利用を進めていくのであれば、駅周辺も含めた広い範囲に拡大して表現した方がいいと思いました。例えば82ページの都市機能構造図における「都市拠点」の範囲ぐらいは必要と思います。</p>	<p>○都市機能が集積し、鉄道乗車人員数が多い駅周辺を都市拠点として位置付けており、将来都市構造図や地域別の方針におけるまちづくり方針図上の都市拠点の凡例は大きさなどにより駅周辺の範囲を表しているのではなく、拠点の中心となる駅の位置を示す印として記載しております。</p> <p>○都市マスタープランは、まちの将来像や土地利用・都市施設などの整備方針を定めており、具体的なまちづくりの範囲などについては、関連する計画等で検討されるものと考えております。</p>

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
23	第6章	<p>マスタープラン（素案）には「区民等と区が協働する心が通う豊かなまち」区民等が自分たちのまちをより良いものにしていこうという積極的な意識をもち、区民等と区が協働するまちとあります。現在は区が考える”区民の声を聞いた”というのは、町会、PTAを筆頭に特定の団体の意見を聞いたことが=区民の声を聞いたになっています。今や町会もPTAも形骸化していて（言い方悪いですが区に手懐けられている。批判的意見が出るとは思えない）とても区民の声を代表している団体ではありません。もっと区民の意見が反映される仕組みを構築して欲しいです。そのためには区民がもっと区政に関心をもつことも同時に必要なもので、わたしたち区民も行政に任せっきりでなく、関心を持ち区議会に働きかけをしていきたいと思えます。現在、竹早公園の改築で、テニスコートが5面のままですが、ポールが使えるネットありのスペースもなくなり、なぜテニスコートが5面維持されるのでしょうか。テニスコートを減らして欲しいという区民の声が区に届いているはずですが、考えを変える様子がないのはなぜですか？本当に区民の声を聞き、反映する気があるのかわかりません。どうか区民の声に真剣に向き合ってください。</p>	<p>○第6章の実現化に向けての協働によるまちづくりの推進における、区民等と区の協働によるまちづくりの推進の図で示すとおり、地域からこのようなまちづくりをしたいという相談があれば、窓口や電話での相談、職員やコンサルタントの派遣や必要な事業費等への助成等、必要に応じた総合的な支援を行いながら、区民等と区の協働でまちづくりを進めていきたいと考えております。</p> <p>○都市マスタープランの見直しに対する区民等からの意見の反映については、オープンハウス型説明会の開催や、説明用動画の配信などの新たな取り組みを行っております。周知や意見収集のあり方については、引き続き研究・検討してまいります。</p> <p>○また、都市マスタープランは、まちの将来像や土地利用・都市施設などの整備方針を定めており、各施設整備の具体的な内容は、関連する計画等で検討されるものと考えております。</p>
24	第1章 第4章	<p>○絶対高さ制限を守る 2014年3月に文京区が定めた「絶対高さ制限」を守ってください。 絶対高さ制限は2010年から4年の時間かけて数回のパブリックコメントも実施して定めたものです。絶対高さ制限を廃止や緩和をしないようにしてください。</p> <p>○「文の京」の教育環境に配慮する 文京区の教育環境への配慮を定めてほしいです。 また、文京区では昭和の頃から文教地区に定められている地域があります。文教地区における学校環境、住環境を守る施策をお願いしたいです。</p> <p>○緑化基準を強化する 緑の計画に、見える緑を増やす、高木による緑化を増やす、接道緑化を増やすことをお願いしたいです。 とくに、東京都自然保護条例で定められている以上の接道緑化の基準を文京区の条例や規則で定めることで、緑化計画書の一元化をしてください。なお、緑化計画書の一元化は、すでに特別区の大半の区で実施されています。</p>	<p>○建築物の高さについては、第4章の土地利用方針における建築物の高さの方針図に基づく誘導を行ってまいります。</p> <p>○継承すべき魅力の1つとして「大学の集積・教育環境」をあげており、魅力を生かすまちづくりに向けて、地域特性に応じた適切な土地利用を誘導してまいります。</p> <p>○緑と水のまちづくり方針において、緑の面積（緑被率）と見える緑の量（緑視率）を高めるため、区民等と区が協働して身近な緑の保全と育成を進め、それらの緑を大規模な緑地や神田川の水辺とつないで、緑と水のネットワークを形成してまいります。</p> <p>○避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の導入促進などエネルギー確保の多様化等により電力供給の安定化に向けた取組を促進し、都市機能の維持を図ってまいります。</p> <p>○崖等の安全性向上のための支援を行ってまいります。</p>

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
		<p>○防火水槽と蓄電設備を整備する 災害時のための水備蓄と蓄電は大切です。消火活動だけでなく、生活用水の確保のために水備蓄が必要です。また、電源の確保は、携帯電話、スマートホン、パソコン等のIT機器が使うのに必要です。災害時こそIT機器が使えることは重要です。学校や公園に防火水槽と蓄電設備を設けるようにお願いします。</p> <p>○崖を守る 神奈川県逗子市で崖が崩れて女子生徒が犠牲になりました。世田谷区でも、崖が崩れて大事故が起きています。文京区も崖が多いですから、崖を守るための施策をお願いします。</p> <p>○地下住戸の規制を強化する 世田谷区では地下単独住戸を禁止する規定があります。文京区でも、地下単独住戸を禁止する規定を設けていただきたいです。</p> <p>○生活道路における通行の安全の確保 都市計画道路の内側にある区域の生活道路においては、車道を部分的に狭めて通行する車両の速度を抑制することと、歩道を拡げて歩行空間を増やし歩行者の安全を確保することをお願いします。また、樹木による歩車分離をして、緑の確保と景観の向上を図ることをお願いします。</p>	<p>○良好な地域社会を形成していくため、多様な住宅ニーズに対応した良質な住宅ストックの形成とその有効活用を進めてまいります。</p> <p>○狭さくなどの物理的デバイスの設置や路面標示等を整備することで交通安全対策を施したコミュニティ道路整備にも努めておりますので、様々な整備手法を活用して引き続き安全かつ安心して利用できる道路環境の整備に努めてまいります。</p> <p>○必要に応じて、車道と歩道の幅員構成を変えるなど道路空間の再配分等により、歩行者のための安全な空間の確保に努めます。また、みどりの軸においては、街路樹や植栽帯の保全と緑化の充実を進め、快適な歩行空間や良好な沿道景観の形成に努めてまいります。</p> <p>○区立公園では防火水槽の整備、避難所となる区立学校では受水槽を給水用として利用できるよう蛇口を設置し、蓄電池の備蓄をしております。</p>

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
25	第1章 第2章 第3章 第4章	<p>大きく二つの意見を提出します。よろしくご検討ください</p> <p>提出意見1 脱炭素社会にむけた持続可能な木材による街づくり</p> <p>前回のマスタープランが作成されてから、2021年に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（通称：都市（まち）の木造化推進法）」が施行され、「2050年までにゼロカーボンシティを目指す」とされる文京区にとって、建築物等に木材の利用促進することが重要な課題になっています。</p> <p>素案では129ページ、第4章部門別方針 「4住宅・住環境形成の方針」に以下のような記述があります。</p> <p>②多様で質の高い住まいづくりの推進</p> <p>○建築物分野の省エネ対策を徹底し、二酸化炭素の吸収源対策としての木材利用拡大等を通じ、脱炭素社会の実現に寄与します。」</p> <p>重要な記述だと思いますが、この記述は、建築物の中でも「住宅」に関する文脈で記載されており、さらに、住宅だけでなく公共建築物その他建築物全体に木材利用を進める記述にすべきだと思います。</p> <p>また昨年クリーンウッド法が改正されるなど、持続可能な木材に注目が集まっていますので環境的視点から木材利用を記載する場合は「持続可能な木材」といった形で記載すべきだあとと思います。</p> <p>これらを踏まえ3つ提案します</p> <p>提案1－1 59ページ 脱炭素社会への対応 8行目 そのため、それぞれの建築物における（以下加筆）持続可能な木材利用を促進し（以上加筆）断熱・気密・・・</p>	<p>○提案1－1について、ご指摘を踏まえ、「そのため、それぞれの建築物における断熱・気密・日射コントロール性能の向上による冷暖房エネルギーの削減を図っていくとともに、太陽光発電や太陽熱や地中熱などの地域に適した再生可能エネルギーの活用、コジェネレーションや地域冷暖房などの効率的・面的なエネルギー利用の導入や持続可能な木材利用を促進が必要です。」に修正します。</p> <p>○提案1－2について、ご指摘の内容は、「自然環境が有する多様な機能」に含まれるかと思われますので、現行の表現を踏まえといたします。</p> <p>○提案1－3について、ご指摘を踏まえて、「住宅の新築・改修において、断熱・気密・日射制御性能の向上による冷暖房エネルギーの削減等による省エネルギー、太陽光発電や太陽熱・地中熱利用等の地域の状況に応じた再生可能エネルギーによる創エネルギー、蓄電・蓄熱などの蓄エネルギー、家庭用コジェネレーションシステムなどエネルギーの効率的な利用、持続可能な木材利用拡大等の脱炭素への取り組みを誘導します。」に修正します。</p> <p>○提案2－1について、ご指摘の内容は『緑化の推進』に含</p>

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
		<p>提案1-2 79ページ 3-1まちづくりの目標と将来の姿、 (2) 将来の姿、 ③快適で活力のある持続可能なまち の中の以下の原文を (3) 脱炭素を実現し自然環境を有する多様な機能が活かされた持続可能なまち を以下のように加筆したらどうでしょう (3) 脱炭素を実現し自然環境を有する多様な機能が活かされた持続可能な（以下加筆）木材が活かされた（以上加筆）まち</p> <p>提案1-3 109ページ (2) 住宅住環境形成方針 22行目 ○ 建築物分野の省エネ対策を徹底し、二酸化炭素の吸収源対策としての（以下加筆）持続可能な（以上加筆）木材利用拡大等を通じ、脱炭素社会の実現に寄与します</p> <p>提出意見2 脱炭素社会に向けた緑のまちづくり</p> <p>都市のまちづくりで緑の大切さ重要な視点だと思います。V 横断的枠組みで指摘されている3つの視点のうち、脱炭素社会への対応、大規模災害への対応で重要な役割をおっています。</p>	<p>まれるかと思しますので、現行の表現を採用いたします。 ○提案2-2について、具体的な対策の内容については第4章の部門別方針等において記載しておりますので、現行の表現を採用いたします。 ○提案2-3について、 ご指摘を踏まえ、 4-3 緑と水のまちづくり方針に 「みどりの拠点、低層住宅ゾーンのみどり、その他公園や敷地内のみどりを結び、みどりのネットワークを形成することにより、生物多様性を創出するエコロジカル・ネットワークや良好な景観の形成、防災性の向上など、みどりが有する機能の強化を図るため、幹線道路・神田川・崖線をみどりの軸として整備します。」 を記載します。</p>

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
		<p>素案では部門別方針の2－3緑と水のまちづくり方針の中で記載されていますが、災害防止という視点が欠けているのではないかと、全体にもう少し充実させた記載をするべきではないかという視点で以下の意見を提出します。</p> <p>提案2－1 59ページ 横断的視点②：脱炭素社会への対応 18行目から 「気候変動により深刻化する温暖化や局地的豪雨等に対して、建築敷地や道路での雨水流出抑制や緑化の推進によるヒートアイランドの抑制、治水・土砂災害対策の推進などの適応策に取り組んでいく必要があります。」 とありますが、以下のように加筆したらよいと思います 「気候変動により深刻化する温暖化や局地的豪雨等に対して、建築敷地や道路での雨水流出抑制や緑化の推進によるヒートアイランドの抑制、（以下加筆）崖線の緑地を保全し（以上加筆）治水・土砂災害対策の推進などの適応策に取り組んでいく必要があります。」</p> <p>提案2－2 60ページ 横断的視点③ 大規模災害への対応 5行目 災害の危険度の高い場所への対策や の部分を以下加筆してください 災害の危険度の高い場所への（以下加筆）崖線の緑地の保全等の（以上加筆）対策や</p> <p>提案2－3 105ページ 公園庭園などの緑と水のまちづくりの推進 19行目 公園や庭園の緑や崖線等の樹林地等、今ある緑を保全するとともに の部分を以下の加筆をしてください 公園や庭園の緑や崖線等の樹林地等、今ある緑を保全（以下加筆）し安全で緑のまちづくりをすすめ（以上加筆）するとともに</p> <p>以上です</p>	

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
26	第3章 第4章 第5章	<p>●P.79 →【意見】ビジョンとしてバランスよく纏められていると思いますが、全体的にコンサバティブな印象を受けます。今後も持続可能な自治体であるためには成長戦略にも必ず触れるべきだと考えますので、P.74の「(2) 文京区におけるイノベーションの可能性」を踏まえ、P.79③に「?バックグラウンドの異なる多様な主体が集まり、イノベーションを生み出すまち」を追記することを検討ください。大学や研究機関が多く、留学生を含めた学生が多く居住する文京区だからこそ、「イノベーション」は他の区には無い文京区の競争優位性であると思料します。</p> <p>●P.96 →【意見】②の「周辺との調和に配慮しながら、都市計画の合理的な見直しを検討します。」を「周辺との調和に配慮しながら、再開発も視野に入れた都市計画の合理的な見直しを検討します。」に修正いただくことを検討ください。土地の有効利用を図るためには、法定再開発の手法を用いることが一般的であり合理的であると考えからです。文京区は隣接自治体と比べて明らかに法定再開発に積極的ではなく、特にオフィスの競争優位性が落ちているものと思料します。最近もトヨタ自動車東京本社を文京区外に移転することを発表しました。文京区は区役所も区議会も住民も区のイメージが良いことに油断し、ゆでガエルの法則の状態になっていませんか。オフィスの競争優位性が低下すれば、周辺の店舗等の賑わいも低下しますし、最終的には不便な住宅地に成り下がり、文京区の持続可能性低下にもつながると考えます。</p> <p>●P.98 →【意見】「建築物の高さに関し、別途地区計画等により建築物の高さの最高限度が定められている場合や一定規模以上の敷地であることなどの要件を満たし、かつ市街地環境の向上や貢献につながると認められる場合などは、市街地の区分とは別に、建築物の高さを設定できるものとします」とありますが、旧耐震基準建築の建て替えについても高さ制限の緩和を検討する旨、追記いただくことを検討ください。建て替えが進まない旧耐震基準建築の多くは、建築後に後追いで設定された高さ制限により現行と同等規模の建て替えができないことが主原因であると思料します。なお、文京区内の具体的な事例としては河出書房新社の「倒壊させてたまるか」を参照ください。旧耐震基準マンションの建て替えに際し、文京区役所が非積極的な対応であったことが述べられています。</p> <p>●P.109 →【意見】「高経年化したマンションについては、適正な維持管理の促進や円滑な改修・建て替え等に向けた支援に努めます。とありますが、旧耐震基準建築の建て替えについても高さ制限の緩和を検討する旨、追記いただくことを検討ください。建て替えが進まない旧耐震基準建築の多くは、建築後に後追いで設定された高さ制限により現行と同等規模の建て替えができないことが主原因であると思料します。なお、文京区内の具体的な事例としては河出書房新社の「倒壊させてたまるか」を参照ください。旧耐震基準マンションの建て替えに際し、文京区役所が非積極的な対応であったことが述べられています。</p> <p>●P.118 →【意見】①に「一般緊急総道路」とありますが、正しくは「一般緊急輸送道路」ではないでしょうか。なお、一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化をマスタープランに明記いただいたことは高く評価しております。今後は迅速かつ具体的な実施計画・施策に期待しております。</p> <p>●P.131</p>	<p>○P.79 ご意見を踏まえ、①に「(4)多様な主体の交流によるイノベーションを生み出すまち」を追記いたします。</p> <p>○P.96 ご指摘の文章は、大規模敷地自体の更新に関する方針の説明のため、土地利用の細分化や老朽化した木造建築物の密集する地域などにおける土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする市街地再開発事業は、こちらの文章における都市計画の合理的な見直しの中における主たる手法ではないと考えております。</p> <p>都市交流ゾーンや都市拠点など、高度利用を図る地域においては、市街地再開発事業などの手法も考えられますが、その場合は、様々な人が交流するオープンスペースや緑地の確保、地域冷暖房施設などのエネルギーの効率的・面的利用を誘導してまいります。</p> <p>○P.98、P109 高度地区における絶対高さ制限の指定により、既存不適格建築物となった建築物の建替えについては、一定条件を満たし、区長が認めた場合は、1回に限り既存の建築物のボリュームまでの建替えが可能になり、ご指摘の文章にはこの特例も含んでいると考えております。</p> <p>○P118 ご指摘のとおり、「特定緊急輸送道路沿道、一般緊急輸送道路沿道、緊急道路障害物除去路線沿道の建築物の耐震化を誘導します。」に修正いたします。</p> <p>○P131 将来の姿として掲げている「豊かな緑と都市機能が集積し、にぎわいと活力と交流のある、中層から高層の複合市街地を基本としたまち」に「大規模オフィスの誘導」や「宿泊、観光支援機能などの誘導」の要素も含まれていると考えております。それぞれの具体的な位置をまちづくり方針図に落とし込み説明しております。</p> <p>○P143 地域に係る将来の姿の説明のため、地域をまたぐゾーンについては、将来都市構造図や地域別の方針図におけるまちづくり方針図に記載いたします。</p> <p>○P144</p>

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
		<p>→【意見】P.124の「まちづくり方針図」には記載されている「大規模オフィスの誘導」や「宿泊、観光支援機能などの誘導」が記載されていないので追記することを検討ください。P.133⑤で述べていただいているように、スタートアップ企業やA I 関連企業などの商業・業務施設集積を図るのであれば、大規模オフィスは必要不可欠であると考えます。スタートアップ企業やA I 関連企業が成長した際、同じエリアで大きな床面積があるオフィスを探すことが多いと思いますが、文京区内に大規模オフィスが少ない状態ですと、成長したスタートアップ企業やA I 関連企業は文京区外の大規模オフィスに転出してしまいます。これは文京区にとっても大きな損失ではないでしょうか。大学や研究機関が多く、留学生を含めた学生が多く居住する文京区だからこそ、スタートアップ企業やA I 関連企業の集積は他の区には無い文京区の競争優位性であると思料します。トヨタ自動車東京本社を文京区外に移転するなかで、今後も文京区が魅力的で持続可能な自治体であるためにも、文京区に居続けたいと思うスタートアップ企業やA I 関連企業を受け入れられる大規模オフィスの整備は喫緊の課題であると考えます。また、国際的ブランドのホテルが旧本郷区エリアに無いことや、かつては多く存在した和風旅館のほとんどが廃業してしまったことにより、学会等の国際的イベントや東大・六義園・谷根千を訪問した外国の方々が宿泊先を文京区外に求めてしまっていることも、文京区の経済にとって大きな損失であると考えます。</p> <p>●P.143</p> <p>→【意見】P.131の「まちづくり方針図」には記載されている「大学を核としたスタートアップ企業や先端産業の集積を図るとともに、教育施設や病院、企業に通う人や住む人にとって利便性が高い沿道の商業機能や居心地の良い公共空間を形成」を追記することを検討ください。大学や研究機関が多く立地し、実際にこれらに通学・通勤する学生・研究者が多く居住する当該地域だからこそ、スタートアップ企業やA I 関連企業の集積を積極的に図ることが、結果として当該地域の将来の持続可能性確保につながるものと思料します。</p>	<p>ご指摘の箇所については、将来都市構造図の都市交流ゾーンを意識した文章でしたが、都心地域と下町隣接地域をまたがるゾーンの説明を「（3）地区のまちづくり」に記載する内容ではないため、削除いたします。</p> <p>都市交流ゾーン内の内容であるため、区外の大学についての記載は控えますが、隣接区などの関係機関との連携や協力体制の強化は努めてまいります。</p> <p>○P144</p> <p>ご指摘を踏まえ、「根津駅・千駄木駅周辺の住宅地は、下町風情ある市街地が広がっており、このような生活空間を生かしながら、住環境や防災性の向上を図ります。」という文章を追加いたします。</p> <p>○P144</p> <p>ご指摘の箇所は、根津駅周辺・千駄木駅周辺の地区のまちづくりの内容を記載しているため、具体的な区間を示しております。</p> <p>文京区全域については、4-6防災まちづくり方針の避難路や物資輸送路の確保において、電柱の倒壊によるライフライン</p>

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
		<p>●P.144 →【意見】「東京大学周辺地域の活性化に向け、東京大学が培ってきたまちづくりに関わる知見を周辺地域に還元し、区・大学・関連住民・企業等と協働によるまちづくりを推進します。」とありますが、当該地域及びその周辺には、日本医科大学や東京藝術大学も立地しています。特に東京藝術大学は学生や卒業生が当該地域に根差した活動を行っているケースがとて多いため、東大に加えて、芸大との協働を謳うことも検討ください。</p> <p>●P.144 →【意見】「根津、千駄木及び向丘二丁目の一部地区は、不忍通りと本郷通りの後背地に、木造住宅が密集した状況になっているため、細街路拡幅整備事業などにより、住環境の改善や住宅の防災性の向上を図ります。」とありますが、同様の認識である一方、木造住宅が密集していることにより風情ある街並みを形成していることも事実であると思料します。よって、P.142に記載されているように、「下町風情ある市街地が広がっており、このような生活空間を生かしながら、住環境や防災面の改善を進める」旨の記載に修正することを検討ください。</p> <p>●P.144 →【意見】「根津小学校から不忍通りまでの区間は、災害時の円滑な避難、救急活動及び物資の輸送を行うため、無電柱化を進めます。」とありますが、当該区間に限定して無電柱化を進めるような記載はすべきではないと考えます。「一般緊急輸送道路である不忍通りを始めとして、根津小学校から不忍通りまでの区間などの道路は、災害時の円滑な避難、救急活動及び物資の輸送を行うため、必要に応じ東京都とも連携のうえ無電柱化を進めます。」という記載に修正することを検討ください。</p>	<p>や避難路の障害の軽減のため、主要幹線道路などにおいては無電柱化を進めることを記載しております。</p>

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
27	第1章 第3章 第4章 第5章	<p>持続的な地球環境の維持と地域社会の構築のため、「生物多様性」の損失を止め、反転させること（ネイチャーポジティブ）の必要性が世界的に高まっていますが、今回の素案では、緑に関する記述や、脱炭素に関する記述が多い一方で、「生物多様性」に関する記述が少ないと感じています。「文京区生物多様性地域戦略」を踏まえ、下記のように、「生物多様性」に関する記述を増やしていただきたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1-5 まちを取り巻く新たな潮流」のキーワードに「生物多様性」を追記 ・「3-2 まちの将来構造」の「(2)誘導に向けた方向性 ⑧みどりの拠点及びみどりの軸」において、「街路樹の整備」「水辺を楽しめる施設の誘導」の記載に、「生物多様性への配慮」の観点を追記 ・「文京区生物多様性地域戦略」における施策の方向性を、「4-3 緑と水のまちづくり方針」「(2) 緑と水のまちづくり方針」に下記のように反映 <ul style="list-style-type: none"> 「1) 公園・庭園などの緑と水のまちづくりの推進」に「外来種への適切な対応を推進する」に関する内容を追記 「2) 住宅等施設における緑のまちづくりの推進」に「区民・事業者における身近な生物多様性を創出する」に関する内容を追記 「3) 道路や河川における緑と水のネットワーク軸の形成」に「エコロジカル・ネットワークを形成する」に関する内容を追記 ・「第5章 地域別の方針」の各地域の「(3)地区のまちづくり」「みどりの拠点とみどりの軸」に「生物多様性」に関する内容を追記（素案での記載は水道橋駅周辺の1か所しかない） 	<p>○ご意見の通りP52の「1-5 まちを取り巻く新たな潮流」の社会を取り巻くキーワードの図に「生物多様性」を追記いたします。</p> <p>○ご意見については、「3-2 まちの将来構造」の「(1)将来都市構造」のみどりの拠点及びみどりの軸（幹線道路・神田川・崖線等）の4文目のグリーンインフラの機能の中に生物多様性への配慮等も含まれていると考えております。</p> <p>○ご意見を踏まえ、4-3 緑と水のまちづくり方針に「公園・庭園のみどりは、グリーンインフラとして、景観、気候変動、生物多様性、防災、ウェルビーイングなどに関する多様な機能を発揮できるよう、みどりの保全・充実や、適切な維持・管理に取り組みます。」を記載します。</p> <p>○ご意見を踏まえ、4-3 緑と水のまちづくり方針に「敷地内のみどりは、区全体のみどりに占める割合が大きく、グリーンインフラとして重要であるため、みどりの保全のための助成制度の活用や緑地確保のための施策などにより、区民等と区が協働して保全と緑化の推進に努めます。」を記載します。</p>

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
			<p>こちらのグリーンインフラの機能の中に生物多様性への配慮等も含まれていると考えております。</p> <p>○ご意見を踏まえ、</p> <p>4-3 緑と水のまちづくり方針に</p> <p>「みどりの拠点、低層住宅ゾーンのみどり、その他公園や敷地内のみどりを結び、みどりのネットワークを形成することにより、生物多様性を創出するエコロジカル・ネットワークや良好な景観の形成、防災性の向上など、みどりが有する機能の強化を図るため、幹線道路・神田川・崖線のみどりの軸として整備します。」</p> <p>を記載いたします。</p> <p>○都市計画公園を含む東京ドームシティについては代表的な点として記載しておりますが、将来都市構造図におけるみどりの拠点及びみどりの軸（幹線道路・神田川・崖線等）の説明にあるとおり、みどりの拠点をみどりの軸でつなぐと共に、隣接地での緑化を誘導し、地域ごとではなく、文京区全体としてみどりの厚みとつながりを拡充して多様な機能を有するグリーンインフラとして、みどりのネットワークの骨格を形成してまいります。</p>

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
28	第1章 第5章 第6章 附属資料	<p>動画を拝見しましたが、わかりやすく基本方針が理解できました。</p> <p>下記の記述に関して、</p> <p>p.16 “区内には、能やかたる、折り紙などの伝統文化や、野球やサッカー、柔道などのスポーツに関する団体や施設が多くあります。”</p> <p>p.130 “地域内には、野球やサッカー、柔道など日本を代表するスポーツに関する施設があります。このような地域特性を生かしたまちづくりを進めることが望まれます。”</p> <p>東京ドーム、サッカーミュージアム、講道館といった施設のことを念頭に置かれていると思いますし、そうした建造物・日本の団体の価値はあると思いますが、それに加えて区民が直接プレーするような種目(例えば文京区のスポーツ交流ひろば事業などで展開されている、テニス、バスケットボール、バレーボール、卓球、バドミントンなど)、それを通じた地元コミュニティも文京区の文化、無形の資産であると思いますので、そうしたものを生かした街づくりについても記載があるとよいと思います。</p> <p>例えば、改定案として、</p> <p>“区内には、能やかたる、折り紙などの伝統文化や、野球やサッカー、柔道などのスポーツに関する団体や施設が多くあり、テニス、バスケットボール、バレーボール、卓球、バドミントンなどのスポーツを通じた区民の交流も盛んです。”</p> <p>“地域内には、野球やサッカー、柔道など日本を代表するスポーツに関する施設があり、テニス、バスケットボール、バレーボール、卓球、バドミントンなどの区民の交流や区民の大会も盛んです。このような地域特性を生かし、区民の交流と健康促進を推進するまちづくりを進めることが望まれます。”</p> <p>など、ご検討いただけますと幸いです。</p> <p>p.166に記述のある竹早公園については、区内では数少ないテニスコートを有する公園であり、実際にコートの稼働率も高く、区民の交流の中心的役割を担っていると思います。テニスは未就学児から80歳を超える高齢者がプレーできる球技であり、人口構造が高齢化を迎え、子育て支援が必要な中で、区民の健康や交流を促進する文京区に根付いた非常に良い文化だと思います。竹早公園にはそうした文京区のテニスの中心としての役割を担うことを期待したいと思います。</p> <p>最後に、マスタープランがどのような時間スケジュールで誰がどういう基準で決定されるのか、マスタープランの効力（どの程度方針を）が明確ではなく、その点の説明があるとよいと思いました。プランは基本方針となる大きな方向性が書かれており、どれも一般論的でもっともなことが書かれていると思いますが、今後どのように具体化されていくのか、だれがどのようにそれを調整するのが気になりました。</p>	<p>○都市マスタープランは、まちの将来像や土地利用・都市施設などの整備方針を定めていおり、ハードのまちづくりの面から目指すため、野球やサッカー、柔道に関連する施設や団体を代表的にとりあげております。ご例示いただいたようなスポーツも含めて野球やサッカー柔道“など”と表現しております。</p> <p>○都市マスタープランは、まちの将来像や土地利用・都市施設などの整備方針を定めており、具体的な施設整備につきましては、関連する計画等で検討されるものと考えております。</p> <p>○都市マスタープランの見直しの検討の流れについては、巻末の附属資料に記載しております。</p> <p>都市マスタープランは、P2に記載のあるとおり、中長期的な視点にたつて、まちの将来像や土地利用・都市施設などの整備方針を明らかにし、都市計画の方針及びまちづくりのガイドラインとしての役割を果たしてまいります。</p> <p>都市マスタープランにおけるまちづくりの目標の実現を目指し、「文の京」総合戦略や関連する個別計画との整合や次期都市マスタープラン改定の前には有識者や区民等が参加した会議体やアンケート調査などによる評価・検証を行ってまいります。</p>

番号	区分	ご意見（原文）	区の考え
29	他計画等	<p>区民の意見を反映できるシステムをお願いしたい。小学校の建て替え増築・竹早公園の整備計画等、計画の終盤にならないと区民に情報公開されないため再検討の声が出ている。</p> <p>計画案を随時ホームページにアップし、区民との協議会を開いてほしい。</p>	<p>○都市マスタープランの見直しでは、区民公募も交えた協議会の開催やオープンハウス型説明会の開催、説明用動画の配信などの新たな取り組みを行っています。周知や意見収集のあり方については、引き続き研究・検討してまいります。</p> <p>○都市マスタープランは、まちの将来像や土地利用・都市施設の整備方針を定めるものです。具体的な個別の施設整備の内容については、個別計画等で検討されるものと考えおります。</p>
30	他計画等	<p>◆ ドッグランを5つの地域(都心地域、下町隣接地域、山手地域東部、山手地域中央、山手地域西部)すべてに1ヶ所ずつ設置してください。</p> <p>山手地域西部にある「目白台運動公園わんわん広場」の1ヶ所だけという現在の状況においては、犬と暮らす全ての区民が日常的にドッグランを利用することが出来ておらず、これは解決すべき課題です。</p> <p>ドッグランのサイズは狭くてもいいのです。 10坪もあれば充分です。これはテニスコート一面の広さの1/8です。</p> <p>◇ 各エリアのドッグラン候補地</p> <p>犬の吠え声による騒音問題を軽減できる立地条件を第一に考慮すると</p> <p>▽ 都心地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 礒川公園の上段の丸ノ内線の線路側 電車の通過音の騒音問題 <p>▽ 山手地域中央</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育の森公園 スポーツセンターと通路を隔てた所にある、斜面に樹木が生えているエリア ・ 竹早テニスコートと竹早公園と小石川図書館の一体型開発計画エリア テニスコートの騒音問題も遮音カーテンで解決を。 	<p>○都市マスタープランは、まちの将来像や土地利用・都市施設などの整備方針を定めており、施設整備の具体的な内容は、関連する計画等で検討されるものと考えております。</p>